



初級～中級レベル

# 今さら聞けない印紙税課否判断の要諦

～元・国税調査官が陥りやすい間違いを具体的な文書や事例を用いて解説～

【受講者特典】受講者の皆様に本セミナーのサブテキストとしても使用する「印紙税ハンドブック」をご提供！



■ 開催日 2018年8月9日(木) 13:00～17:00(開場 12:30)

■ 開催場所 株式会社プロネクサスセミナールーム

東京都港区海岸 1-2-20 汐留ビルディング 5F (最寄駅: JR 浜松町駅)

(会場 URL) [https://p-support.pronexus.co.jp/home/files/html/map/map\\_tokyo.html](https://p-support.pronexus.co.jp/home/files/html/map/map_tokyo.html)

(車椅子でのご来場も掲載しております。)

■ 講師 安藤 孝夫 氏: 安藤孝夫税理士事務所 税理士

■ 受講対象者 経理・財務・税務・総務・法務・監査・営業・購買部門など「印紙税」に係わる実務担当者 など

■ 講義内容 (小休憩有り)

I. 元国税調査官からみた「印紙税法の3つの重要な要件」 1. 文書 2. 「課税物件」該当性 3. 作成場所	IV. 元国税調査官からみた知っておきたい民法の条文 1. 請負 2. 消費貸借 3. 寄託
II. 知っておくべき印紙税法の条文と通達 1. 課税物件表の通則 2. 継続的取引の基本となる契約書の規定 3. 課税当局の通達	V. 誤りやすい三つの契約書 1. 請負契約書と継続的取引の基本となる契約書の関係 2. 表題にとられる契約書 3. 申込文書と応諾文書との関係
III. 元国税調査官からみた「印紙税法のキーポイント用語」 1. 譲渡 2. 営業 3. 売上代金	VI. 元国税調査官が指摘した具体例 VII. 税務調査において課税誤りの文書の探し方 VIII. 元国税調査官からみた理想的な調査の受け方 IX. 「課否判断」総合演習・解説

## ■ セミナーの趣旨等

印紙税は、日常の取引等に伴って作成される種々の文書について、文書を作成した者が自ら「印紙税が課税される文書に該当するの否か」を判断し、さらに課税される文書に該当するとしたら「印紙税額はいくらになるのか」を判断して、相応の印紙を貼付して納付するという「自主納税方式」を採用しています。

近年の多様化するビジネス環境において、課税される文書に該当するの否か、また該当するならば納付すべき印紙税額はいくらになるのか、その課否判断はますます難しくなっており、正しい印紙税の課否判断がくだせなかったことによる多額の追徴課税を受けるケースが頻発しています。

事業活動や企業活動において契約書などを作成する際には、常に印紙税も意識しながら文書を作成する必要があり、経理・総務部門だけでなく、営業・購買部門なども印紙税に係わる担当者には知識が必要です。日々の業務の中においては、従前からの取引の中で作成されてきた文書のほか、新たな取引を開始するに当たり従前のない文書を作成する場面もでてきます。

そのような時、印紙税についての基礎的な知識があると、「印紙税は必要か?」と一度立ち止まって考えることができるようになり、正しい判断がくだせなかったことによる追徴課税を防ぐことが期待できます。

本セミナーでは、「企業が誤りやすい印紙税」のポイントを具体的な文書や事例を多用し、わかりやすく解説いたします。

(裏面へ続く)

## ■ 講師プロフィール

**安藤 孝夫 氏**：安藤孝夫税理士事務所 税理士

北海道大学卒業後、東京国税局入局。大蔵事務官・国税調査官として法人税事務、国税調査官等とし間税事務・査察事務、監査官補として監査事務などの業務を担当。その後、小石川税務署での統括国税調査官を経て、東京国税調査第3部 統括国税調査官付主査、東京国税局調査第1部 特別国税調査官付総括主査として調査事務に従事。平成18年からは都内の各税務署にて特別国税調査官として一貫して法人調査畑を歩む。平成24年に定年退職し、安藤孝夫税理士事務所を開設。国税調査官の豊富な経験を活かし企業に専門的なアドバイスを行っている他、執筆や講演活動でも活躍中。

【共著】「誤りやすい申告税務詳解Q&A」「法人税【微妙・複雑・難解】事例の税務処理判断」（いずれも清文社）

## ■ 受講料（1名様分）

- ・一般 27,000円（本体価格 25,000円）
- ・WTC会員 20,520円（本体価格 19,000円）

## ■ 定員 20名 ※定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。（最少催行人員5名）

## ■ お申込み方法・お支払い方法・ご注意等（WebサイトまたはFAXでお申込みいただけます。）

- 受講票につきましては、開催日3日前までにメールでお送りいたします。
- セミナー当日は受講票メールをプリント出力の上、受付にご提出ください。
- 受講料は、**7月31日（火）**までに、**下記に記載されている指定銀行口座**にお振込みください。  
 なお、開催前日の17時までキャンセルの連絡がない場合は、お振込みいただいた受講料のご返金はいたしかねますのでご了承ください。代理の方のご参加もお受けいたしますので、是非ご参加ください。  
 ※お振込み手数料につきましては、お客様ご負担でお願いいたします。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへのご参加をお断りいたします。
- 講義内容・趣旨等を考慮のうえ、講師と同業の方などセミナーへのご参加をご遠慮いただく場合がございます。
- 大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございますので予めご了承ください。

### 銀行振込のご案内

【振込先】1. みずほ銀行 浜松町支店（普）5018080      2. 三井住友銀行 浜松町支店（普）6826026  
 【振込先口座名】 一般社団法人世界貿易センター東京 イッパンシャダンホウジンセカイボウエキセンタートウキョウ

### FAXでのお申込

- ..... 申 込 書 .....
- 下記「個人情報の取り扱いについて」に同意いただき、受講申込書にご記入のうえお申込みください。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

お預かりする個人情報は、本セミナーに関する事務処理、及びお客様へのサービスの一環として、弊社が取り扱う商品、サービス情報やセミナー情報等についてご案内することを目的として収集し、それ以外に利用することはありません。また、頂いた個人情報を第三者に提供することはありません。

その他の個人情報取扱い方針につきましては、<http://www.wtctokyo.or.jp/contact.html> をご覧ください。

受講申込書（FAX用）※申込書にご記入のうえ FAX03-5733-6079へ

平成 年 月 日

今さら聞けない印紙税課否判断の要諦			8/9	
ふりがな			TEL	
貴社名				
ご芳名（ふりがな）	部課名	役職名	メールアドレス（ハッキリご記入をお願いします。）	
			@	
請求書発行： 有 無			領収書発行： 有 無	

※ 講義の録音・録画並びにPC利用はご遠慮いただいております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

※ 上記の内容は、変更になることもございます。予めご了承くださいませようをお願いいたします。